

純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、外形対象法人（地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号に掲げる法人）が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 各欄共通	収入金額課税事業（電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業、以下同じ。）をあわせて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。
2 「支払利子」及び「受取利子」の各欄	<ol style="list-style-type: none"> (1) 区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。この場合、区分ごとに、一の借入先・貸付先に対する期中の支払利子額又は受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 区分別又は借入先・貸付先ごとの記載が困難である場合等は、法人の実態に即した区分によって記載して差し支えありません。 (3) 明細書に準じた書類を作成している場合には、「計」及び「計」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。また、明細が多岐にわたる等、別紙の添付が困難である場合は、「備考」の欄に別途明細を保存している旨記載し、申告書提出時の添付を省略して差し支えありません。
3 「区分」	<p>次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支払利子 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 借入金の利子 (ロ) 社債の利子 (ハ) 社債発行差金 (ニ) 手形割引料 (ホ) 利子税及び延滞金（納期限の延長の場合に限ります。） (ヘ) その他 (2) 受取利子 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 貸付金の利子 (ロ) 預貯金の利子 (ハ) 公社債の利子 (ニ) 手形割引料 (ホ) 還付加算金 (ヘ) その他
4 「借入先」及び「貸付先」	<ol style="list-style-type: none"> (1) 相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありません。 (2) 「住所又は所在地」は、区市町村単位までの記載で差し支えありません。
5 「期中の支払利子額」	当該事業年度において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）を記載します。
6 「借入金等の期末現在高」及び「貸付金等の期末現在高」	当該事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在の金額を記載します。ただし、金額の把握が困難な場合には、記載を省略して差し支えありません。
7 「期中の受取利子額」	当該事業年度において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額を記載します。
8 「純支払利子の計算」	の欄の金額から の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、特定内国法人（内国法人で外国に事務所等を有するもの）又は非課税事業（林業、鉱物の掘採事業等、以下同じ。）をあわせて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零）を記載します。
9 「備考」	<ol style="list-style-type: none"> (1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。 (2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。 (3) 一括記載したものがあある場合には、その件数等を記載します。